

設置する学校に係る運動部活動の方針

平成 31 年 4 月 1 日制定

学校法人廣池学園(以下「学園」という。)は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月 19 日付 29 ス庁第 649 号)に基づき、学園が設置する中学・高等学校の生徒にとり望ましい部活動環境を構築するという視点に立ち、以下の点を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1 学校教育における位置づけと意義

運動部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツを通じて自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。それにより自己肯定感の醸成を期待しつつ、生徒が互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につなげることを意義とする。昨今問題とされている、行き過ぎた指導による体罰、生徒間同士のいじめ、各種ハラスメント等にも積極的に防止に取り組み、生徒の心身の成長に寄与する。

2 運動部活動の在り方に関する方針

学園が設置する中学・高等学校の学校長(以下「各校長」という。)は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定のうえ公表し、その実施に努めることとする。

3 適切な運営のための体制整備

各校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。また、学園及び各校長は、教師の運動部活動への関与について、関係省庁の法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

各校長は、運動部顧問と共に、運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成 25 年 5 月 文部科学省)に則り、生徒の心身の健康管理を最優先させ、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に努める。学園は、各学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び是正を行う。

平成 31 年 4 月 1 日

学校法人廣池学園